

業績予想開示に関する実務上の取扱いについて

平成24年3月21日

(平成24年4月5日一部追記)

株式会社東京証券取引所

はじめに

以下では、東京証券取引所（以下「当取引所」といいます。）の上場会社が行う業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し内容及び留意事項等について説明いたします。

本資料には、次の内容が含まれています。

I. 将来予測情報の開示に関する当取引所の基本的な考え方

II. 実務上の取扱いの見直し内容

1. 「決算短信（サマリー情報）」等の様式の見直し

- ・ 【「決算短信（サマリー情報）」の様式イメージ（一部抜粋）】
- ・ 【ご参考1：開示対象項目、開示形式又は開示対象期間の追加、変更事例】
- ・ 【ご参考2：自由記載形式のご利用イメージ】

2. その他の実務上の留意点等

- (1) 投資者との積極的な対話の推奨
- (2) 将来予測情報の適切な開示に関する要請
 - ・ 【将来予測情報の適切な開示に向けた要望事項】
- (3) 「次期の業績予想」の開示を行わない場合の留意点等
 - a. 「業績予想の修正等」に係る適時開示義務に関する適切な理解の必要性
 - b. 内部者取引規制上の「重要事実」が社内に滞留するリスクへの管理の必要性
 - c. 「選択的な開示」が生ずるリスクの管理の必要性
 - d. 「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合の自発的な開示の意義
 - ・ 【内部者取引規制上の「予想値」に係る法令解釈上の考え方】(平成24年4月5日追記)
- (4) 開示された将来予測情報の期中等における修正
- (5) 将来予測情報の位置付けに関する説明の推奨
 - ・ 【開示する業績予想がコミットメントでないことを示す注意文言の記載例】
- (6) 廃止する実務上の取扱い

3. 実施時期

なお、今般の当取引所における業績予想開示の見直しの基礎となる考え方等については、平成23年7月29日付で当取引所ホームページに掲載している「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会報告書」をご参照ください。

また、今般の見直しの内容を反映した「会社情報適時開示ガイドブック」（PDFファイル）の改訂内容につきましては、本年4月上旬を目途に、上場会社各社に通知することを予定しています。

I. 将来予測情報の開示に関する当取引所の基本的な考え方

- 当取引所は、投資者の投資判断に有用な将来予測情報の積極的な開示を、引き続き上場会社に対して要請いたします。
- 将来予測情報の開示の具体的な方法は、決算短信等における「次期の業績予想」の形式に限定されるものではありません。(注1)(注2)

(注1) 上場会社の将来の見通しに係る記述的な説明や、主要な経営指標(例えば、ROEなど)の見込み、上場会社の将来の経営成績に影響を与える財務指標(例えば、設備投資や研究開発に係る支出や減価償却負担など)の見込みなど、幅広い内容が将来予測情報に含まれます。

(注2) なお、今般の見直しにあたり、「次期の業績予想」の形式による開示を実質的に強制するものと理解されている可能性があることから、当取引所では、「次期の業績予想」の開示内容の追加・変更を行う場合、又は「次期の業績予想」の開示を行わない場合における一律の「事前相談」及び「理由の開示」の要請を廃止いたします(詳細につきましては、II. 2. (6)をご参照ください)。

我が国では、通期又は四半期の決算内容の開示に際して、上場会社が自社の将来の経営成績・財政状態等の見通しに係る情報(以下「将来予測情報」といいます。)を開示することが、長年に亘る実務慣行として広く定着しています。

投資者の投資判断は、一般に、上場会社の将来の企業価値(株式価値)の予測に基づいて行われることとなりますので、自社の状況及び将来の経営方針に関して最も詳細かつ正確な情報を有する上場会社自身によって開示される将来予測情報は、投資者にとって有用な投資判断情報であると位置づけられます。(注3)

したがって、上場会社と投資者との間の重要な情報格差を解消し、投資者との充実した対話を通じて証券市場における公正かつ円滑な価格形成を確保する観点から、上場会社の皆様におかれましては、引き続き、将来予測情報の積極的な開示にお取り組みくださいますようお願いいたします。(注4)

(注3) 上場会社自身によって開示される将来予測情報には、経営戦略を立案し、個々の経営上の施策を実施する経営者自身の考え方が投影されていることから、証券アナリスト等の高い企業分析能力を有する専門家によっても、完全に代替生産することは困難であると考えられます。

(注4) こうした将来予測情報の開示の実務は、我が国固有のものではなく、制度としてその開示を義務づけている事例は少ないものの、欧米諸国においても、多くの上場会社が様々な形式で将来予測情報の開示を行っています。

なお、具体的な将来予測情報の開示方法については、実務上、通期の決算内容の開示に際して、翌事業年度における「売上高」、「営業利益」、「経常利益」、「当期純利益」、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり配当金」の予想値を「次期の業績予想」として開示する形式が広く採用されてまいりました(平成22年3月期を対象とした調査では、上場会社のおよそ97%が当該形式により将来予測情報を開示しています)。

こうした「次期の業績予想」は、上場会社の将来の経営方針や、上場会社をとりまく状況に係る経営者自身の合理的な評価や見通し等を基礎として経営成果に係る直接的な予想を開示するものであり、実績の決算情報と併せて開示されることもあって、投資者による企業価値の評価に有用な情報を提供しているものと考えられますが、将来予測情報の開示方法はこれに限定されるものではありません。

上場会社においては、それぞれの実情を踏まえ、また、投資者との継続的なコミュニケーションを通じて、投資者の投資判断に有用な将来予測情報の適切な開示にお取り組みいただくようお願いいたします。

II. 実務上の取扱いの見直し内容

1. 「決算短信（サマリー情報）」等の様式の見直し

- 上場会社には、決算発表に際して、将来予測情報の開示に関する自社の実情（注5）に照らして、「決算短信（サマリー情報）」について、「次期の業績予想」を表形式で表示している様式か、自由記載形式の様式のいずれかを選択していただきます。

（注5） 将来予測情報の開示の有無、開示の内容及び形式並びに開示内容の投資者の投資判断情報としての有用性の程度などについて、上場会社各社の個別の事情を踏まえてご検討ください。

今後、当取引所では、「決算短信（サマリー情報）」の様式について、現在広くご利用をいただいている「次期の業績予想」を表形式で表示しているもの（注6）に加え、自由記載形式のもの（注7）の2種類を提示いたします（具体的な様式は別紙のとおり）。

上場会社は、将来予測情報の開示に関する自社の実情に照らし、適切な様式を選択して決算発表を行ってください。

（注6） 表形式の「次期の業績予想」についても、TDnet登録システムにおける「決算短信（サマリー情報）」の作成に際して、上場会社が個別の事情に応じ、開示対象の項目や開示対象の期間、レンジなどの開示形式を選択する際の柔軟性を向上しているほか、上場会社において、「次期の業績予想」の枠組みに囚われない記述的な説明を積極的に追加していただくためのテキスト入力欄を拡充しています。

（注7） 自由記載形式の「自由記載欄」には、例えば、上場会社の個別の事情を踏まえた主要な経営指標の予想値や将来見通しに係る記述的な説明など、多様な将来予測情報を記載していただくことを想定していますが、これらに限定されるものではありません。当該欄には、決算発表又は四半期決算発表に際して開示する事項のうち、上場会社が投資者の投資判断上有用と判断した情報を、明瞭かつ簡潔に記載していただくようお願いいたします。

（注8） 本資料では、日本基準によって連結財務諸表を作成している上場会社を対象とする「決算短信（サマリー情報）」の様式（通期第1号様式〔日本基準〕（連結））に基づいて説明いたしますが、その他の様式（「四半期決算短信（サマリー情報）」の各様式を含む。）についても同様の取扱いとなります。なお、「四半期決算短信（サマリー情報）」の新様式は、本年6月下旬を目途にTDnetオンライン登録サイトによるご作成が可能となる見込みです。それまでの間に四半期決算発表を行う場合であって、見直し後の取扱いに基づいて「四半期決算短信（サマリー情報）」の開示を予定している場合には、ご不便をお掛けいたしますが、別途、開示用のPDFファイルをご作成いただく必要があります。

【「決算短信（サマリー情報）」の様式イメージ（一部抜粋）】

○ 表形式（注9）（注10）

***年 * 月 期				
***年 * 月 期				

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 （合計）	配当性向 （連結）	純資産配当率 （連結）
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計			
***年 * 月 期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
***年 * 月 期								
***年 * 月 期(予想)								

3. 平成***年 * 月 期の連結業績予想（平成***年 ** 月 ** 日～平成***年 ** 月 ** 日）

（%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率）

	売 上 高		営 業 利 益		経 常 利 益		当 期 純 利 益		1 株 当 たり 当 期 純 利 益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)									
通 期									

(注9) 「表形式」により「決算短信（サマリー情報）」の開示を行う場合においても、例えば、外部環境等の変動が大きく年次の見通しが困難な場合や、全部又は一部の項目について合理的な予想を算出していない場合など（これらに限定されるものではありません）、個別の実情に応じて、開示対象項目、開示形式（特定値の形式によるか、上限及び下限を示したレンジの形式によるか）又は開示対象期間の追加、変更を行うことが可能です（実際の具体的な開示例については、次頁を参照してください）。

(注10) T D n e t オンライン登録サイト上で、「決算短信（サマリー情報）」をご作成いただく場合、「開示対象項目」、「開示対象期間」の追加、変更に際して選択可能な内容に、システム上の制約がありますのでご注意ください。なお、システム上で選択することができない「開示対象項目」又は「開示対象期間」を表形式で記載したい場合には、T D n e t オンライン登録サイトの「決算短信（サマリー情報）」の開示用PDFファイルの作成機能をご利用いただくことができませんので、お手数ではございますが、上場会社において、別途、「決算短信（サマリー情報）」の開示用のPDFファイルをご準備ください。

○ 自由記載形式（注11）

***年 * 月 期				
***年 * 月 期				

□ 2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 （合計）	配当性向 （連結）	純資産配当率 （連結）
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計			
***年 * 月 期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
***年 * 月 期								

・この記載欄には、決算発表時に開示される事項のうち投資者の投資判断上有用と上場会社が判断した情報を明確簡潔に記載してください。

・投資判断上有用な情報としては、配当予想や業績予想等の将来予測情報や継続企業の前提に関する事項などが考えられます。

(注11) 「決算短信（サマリー情報）」の一覧性を確保する観点からは、例えば、決算内容の開示又は四半期決算内容の開示に際して、「決算短信」等の添付資料、決算補足説明資料又は決算説明会資料において、将来予測情報の開示を行っている場合には、その概要を当該「自由記載欄」にご記載いただくことが考えられます。また、概要の記載に代えて、参照すべき添付資料のページや、別途開示された資料を参照すべき

旨等を記載することも考えられます。

なお、TDnetオンライン登録サイト上で、「決算短信（サマリー情報）」をご作成いただく場合、自由記載形式では、システム上の制約により、表を作成することができませんのでご注意ください。

【ご注意】

「決算短信（サマリー情報）」の様式を選択、又は開示対象項目、開示形式若しくは開示対象期間の追加又は変更に際して、ご不明な点がございましたら当取引所までお尋ねください。

業績予想の開示形式に関する一律の事前相談及び理由の付記に関する要請は取り止めておりますが、上場会社の皆様からの個別のご相談には対応させていただいております。

【ご参考1：開示対象項目、開示形式又は開示対象期間の追加、変更事例】

以下では、これまで実際に「決算短信（サマリー情報）」の「次期の業績予想」の開示に際して、個別の事情により、開示対象項目、開示形式又は開示対象期間の追加、変更が行われた事例について紹介いたします（上場会社各社におけるご検討に際しては、あくまでも自社の実情に即してご判断ください）。

○ 年次により業績管理を行っているとの事情から通期の業績予想のみを開示した事例

3. 平成24年3月期の連結業績予想（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	4,380,000	9.1	50,000	33.3	46,000	1.5	16,000	0.1	12.79

○ 市況により業績が激しく変動するとの事情から通期の業績予想をレンジ形式により開示した事例

3. 平成24年3月期の連結業績予想（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率）

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	4,000 ～4,400	—	△600 ～△200	—	△600 ～△200	—	△600 ～△200	—	△63.53 ～△21.18

○ 事業を取り巻く環境変化が厳しく半期又は通期の見通しが困難との事情から翌四半期の業績予想をレンジ形式で開示した事例

5. 22年3月期の連結業績予想（平成21年4月1日～平成21年6月30日）

（%表示は前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当四半期純利益		1株当たり当四半期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第1四半期 連結累計期間	50,000 ～60,000	△52.0 ～△42.4	0 ～5,000	△100.0 ～△85.4	△2,500 ～2,500	—	△1,500 ～1,500	—	△3.02 ～3.02

○ 決算短信（サマリー情報）においては、通期の「当期純利益」のみ開示した事例（別途作成の決算補足説明資料では、業種特有の財務指標の予想値をあわせて開示）

3. 平成24年3月期の連結業績予想（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率）

	当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	円 銭
通期	460,000	11.3	20.69

○ 事業環境が急激に不透明になったとの事情から「売上高」のみを開示した事例

3. 平成24年3月期の連結業績予想（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率）

	売上高	
	百万円	%
第2四半期(累計)	288,000	△1.1
通期	595,000	0.5

【ご参考2：自由記載形式のご利用イメージ】

以下では、これまでの実務において、「決算短信（サマリー情報）」上の表の形式によらずに将来予測情報の開示を行った事例についてご紹介いたします（上場会社各社におけるご検討に際しては、あくまでも自社の実情に即してご判断ください。）。

○ 「将来の業績を予想するのに有用と思われる情報」として、定性的な記述を行っている事例

②次期の見通し

コンサルティング事業セグメントは、既存顧客への戦略コンサルティングや産業プロデュースに引き続き注力しつつ、海外事業展開を加速することで、当連結会計年度に対して15%程度の売上高増加を見込んでおります。

また、保険事業セグメントは当連結会計年度に対して30%の売上高成長率を見込んでおります（参考：保険事業子会社の当連結会計年度単体売上高は2,485,057千円）。

一方、営業投資事業セグメントにつきましては、数社の投資先がIPOを予定しておりますが、売上高が株式の売却によってもたらされることから、株式市況やIPO動向に伴い振幅するため、業績の見通しは立てにくい状況が続くものと考えております。

○ 「将来の業績を予測するために有用と思われる情報」として、経営指標や財務指標の見込みを開示している事例（一部抜粋）（注12）

② 次期（平成24年3月期）の見通し

DRAMの最大市場であるPC向けDRAM製品の価格は、需給バランスの変動による影響を受けやすく、また将来における価格動向を的確に予測することが極めて困難です。こうしたDRAM価格の変動による業績への影響が大きいことから、当社では業績見通しを公表しておりません。以下に、当社グループの業績を予想する上で重要な数値見込みを記載致しますのでご参照下さい。

【連結通期の見込み】

（単位：億円）

	平成23年3月期通期		平成24年3月期通期
	見込み 前回(2月2日)発表	実績	見込み 今回(5月12日)発表
前年度比 出荷ビット成長率	約35%	33%	50%以上
減価償却費	1,250	1,258	1,350
販売費及び一般管理費	700	657	700
設備投資額	1,150	1,176	800

・ 通期の設備投資額は検収時期がずれたため、ガイダンスを上回りました。

(注12) TDnetオンライン登録サイト上で、「決算短信（サマリー情報）」をご作成いただく場合、自由記載形式では、システム上の制約により、表を作成することができませんのでご注意ください。この場合、お手数ではございますが、上場会社において、別途、「決算短信（サマリー情報）」の開示用のPDFファイルをご準備いただく必要があります。

2. その他の実務上の留意点等

(1) 投資者との積極的な対話の推奨

- 将来予測情報の開示に係る対応の検討に際しては、積極的な情報開示を通じた、投資者との対話の充実にお取り組みください。

上場会社各社において、将来予測情報の開示に向けた具体的な対応をご検討いただく際には、投資者（証券アナリスト、報道機関その他の情報仲介者を含みます。）との間の積極かつ継続的なコミュニケーションを通じて、上場会社の実情と投資者のニーズについて相互理解を図っていただくことが望まれます。

とりわけ、「次期の業績予想」の開示内容の変更を行う場合や、「次期の業績予想」とは異なる形式で将来予測情報の開示を行う場合には、比較可能性の低下など投資者における利便性に影響が生ずることが想定されますので、例えば、設備投資計画やそれに伴う減価償却負担の変動見込み、事業環境に係る見通し（前提条件）や前提条件の変動による業績の感応度など、投資者における投資判断に有用な将来予測情報の開示の継続及び一層の充実のほか、「次期の業績予想」を含む将来予測情報の開示全般に関する自社の考え方の提示など、投資者との積極的なコミュニケーションの実践を通じて、安易な情報開示の後退との批判を招くことのないよう特にご留意ください。

(2) 将来予測情報の適切な開示に関する要請

- 「業績予想の適切な開示に関する要請」（平成18年3月28日付、東証上管第443号）の趣旨を踏まえ、上場会社各社においては、将来予測情報の合理的な算出及び投資者における適切な利用への配慮をお願いいたします。

当取引所では、上場会社による決算情報の虚偽開示事案の発生を契機として、平成18年3月28日付で「業績予想の適切な開示に関する要請」（東証上管第443号）を上場会社の皆様にご案内しています（注13）。

（注13） 当該通知の詳細につきましては、「会社情報適時開示ガイドブック2011年10月版」45頁をご参照ください。

不合理な前提や算定方法に基づく業績予想開示については、これまでに偽計取引や風説の流布等の法的責任が追及された事例も存在しておりますので、上場会社の皆様におかれましては、当該通知の趣旨を踏まえ、将来予測情報の合理的な算出及び投資者における将来予測情報の適切な利用への配慮について、引き続き、ご留意くださいますようお願いいたします。

なお、当該通知では、以下の点につき、上場会社の皆様に具体的なお対応をお願いしておりますので、改めてご確認ください。

【将来予測情報の適切な開示に向けた要望事項】

1. セグメント・事業分野別の見通しや業績に大きな影響を与える可能性のある重要な経営上の施策など、将来予測情報の背景についての決算短信（定性的情報）等における具体的な説明
2. 将来予想情報から実績を大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、投資者がわかりやすい将来予測情報の利用に関する注意文言の表示
3. 当初予想時点から業績に変動を与える事情が生じた場合における速やかな将来予測情報の見直しの検討・実施

(3) 「次期の業績予想」の開示を行わない場合の留意点等

- 決算短信において「次期の業績予想」の開示を行わないこととした場合であっても、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合には、有価証券上場規程に基づいて、その内容の適時開示が求められる場合がありますので、注意が必要となります。
- 「次期の業績予想」の開示及び期中における適切な修正開示には、有価証券上場規程に抵触するリスク、金融商品取引法上の内部者取引が生ずるリスク、選択的な開示が生ずるリスクを軽減する効果が存在しております。そうした観点からも、当該内容の自発的な開示をご検討ください。

a. 「業績予想の修正等」に係る適時開示義務に関する適切な理解の必要性

当取引所の有価証券上場規程第405条第1項は、「上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益（中略）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた直近の前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（中略）が生じた場合」等（注14）について、その内容を直ちに開示することを義務づけています。

（注14） 連結財務諸表非作成会社においては、「上場会社の属する企業集団」を「上場会社」と、「連結会計年度」を「事業年度」とそれぞれ読み替えてください。また、有価証券上場規程第405条第2項は、剰余金の配当に係る予想値について、同条第3項は、連結財務諸表作成会社における単体の「業績予想」について、それぞれ開示が必要となる場合を定めておりますので、あわせてご確認ください。

したがって、上場会社が決算短信において「次期の業績予想」の開示を行わないこととした場合であっても、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有しており、その内容が前期の実績値と乖離したものである場合（有価証券上場規程施行規則第407条第1項各号に定める重要性の判断基準に該当する場合）には、その内容を直ちに開示することが必要となります。

また、期初において社内に有している「次期の業績予想」に相当する情報と前期実績との乖離が軽微であった場合でも、期中において新たに算出した予想値や、連結会計年度の末日後の決算集計において把握された実績値が、前期の実績値と乖離したものである場合には、

同様にその内容を直ちに開示することが必要となります。

上場会社においては、期初に「次期の業績予想」を開示しないこととした場合であっても、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合には、「業績予想」に関する開示が一切不要になるわけではないことについて、適切にご理解いただき、社内関係者にも十分にご周知ください。

b. 内部者取引規制上の「重要事実」が社内に滞留するリスクの管理の必要性

金融商品取引法上の内部者取引規制においても、「新たな予想値の算出」は重要事実として規定されておりますので、社内において「予想値」を有している場合には、上場会社及び上場会社関係者による内部者取引の未然防止の観点からの適切な考慮が必要となります。

当取引所では、有価証券上場規程第442条において、上場会社の計算における内部者取引を禁止するとともに、同第449条において会社関係者による内部者取引の未然防止に向けた必要な体制整備を求めています。上場会社各社におかれては、「次期の業績予想」の開示を行わないこととした場合であっても、内部者取引規制上の「予想値」に相当する情報を有している場合には、その情報管理の徹底や、重要事実¹に該当することとなった場合の適切な情報開示に向けて、十分な体制整備を図ってください。

c. 「選択的な開示」が生ずるリスクの管理の必要性

さらに、上場会社の経営成績・財政状態の見込みが投資者の投資判断の基礎となる重要な情報であることを踏まえると、上場会社が、期初に「次期の業績予想」を開示しないこととした場合でも、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合には、その内容を、例えば、特定の取引先、機関投資家、証券アナリスト又は報道機関等との間の日常的なコミュニケーションにおいて、意図したものであるか否かにかかわらず、個別に提供してしまうリスク（「選択的な開示」が生じるリスク）も高まることとなります。

「選択的な開示」は、個別の上場会社の情報開示姿勢に対する不信感の原因となるだけでなく、証券市場全体の公正性に対する投資者の不信感をも醸成する懸念がありますので、上場会社においては、「選択的な開示」の防止及び意図せずして「選択的な開示」を行った場合の公平かつ速やかな開示の実施について、十分にご配慮くださいますようお願いいたします。

なお、当取引所では、「選択的な開示」に起因するものであるか否かにかかわらず、上場会社の会社情報について不明確な情報が生じた場合（例えば、上場会社による適時開示が行われていない段階で、観測報道が行われた場合など）においては、有価証券上場規程第415条第1項に基づき、その事実関係を上場会社に照会するとともに、照会結果に基づいた適時開示を求めることとしています。

d. 「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合の自発的な開示の意義

この点、これまでの実務では、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合に、その内容を期初あるいは算出時点で開示し、かつ、事業年度の進捗に応じて、適時に（例えば、四半期決算短信の開示の時点などを捉えて）投資者に対して開示内容のアップデートを行うことを通じて、内部者取引規制上の重要事実が社内に滞留するリスクや、特定の者への「選択的な開示」が生ずるリスクが軽減されてきたものと考えられます。

また、新たに算出した予想値等と公表された予想値との間に乖離が生じた場合の情報開示を適切に行うための体制整備の観点からも、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合に、その内容を適時に開示しておくことは有効であると想定されます。

上場会社の皆様におかれましては、こうした「次期の業績予想」の開示のコンプライアンス上の効果を踏まえ、「次期の業績予想」の自発的な開示についてご検討ください。

【ご注意】

上記の内容は、将来予測情報の開示形式等に関する事前相談の要請の取止めに伴い、上場会社の皆様に、一般적으로ご留意いただきたい事項を改めて整理して記載したものです。内容についてのご質問や上場会社各社の個別の事情を踏まえたご相談につきましては、当取引所にて随時承っております。

【内部者取引規制上の「予想値」に係る法令解釈上の考え方】(平成24年4月5日追記)

今般の見直しにあたり、金融庁から、内部者取引規制上の「予想値」(金融商品取引法第166条第2項第3号に規定する「予想値」をいいます。)に係る法令解釈上の考え方として、以下の内容の周知の指示がありましたので、あわせてご確認ください。

業績に関わる将来予測情報がすべて内部者取引規制上の「予想値」に該当するものではありません。今回の金融商品取引所における業績予想開示に係る実務の見直しにより、従来から、内部者取引規制上取引規制の対象ではなかった将来予測情報が、今後「予想値」となるものではありません。

すなわち、これまで、試算、集計過程等で内部者取引規制上の「予想値」には該当しない数値を保有し、これを更に精査・加工の上、特定の売上高、経常利益又は当期純利益の数値を「予想値」として開示していた場合、今回の実務の見直し後に特定の売上高、経常利益又は当期純利益の数値を開示することをやめたことにより、これまで「予想値」に該当しなかった試算・集計過程等で保有する数値が内部者取引規制上の「予想値」とされるようなことはありません。

(注) 個別ケースによるが、例えば、会社の将来の業績が、その属する業界、事業活動を行う地域及び会社を取り巻く法的・経済的環境等の要因により大きく影響を受ける等の理由で、将来の事象及び状況等について蓋然性が必ずしも高いとは考えていない前提・仮定を設けたうえで試算した試算値・参考値や、実質的に社内で確定するに至らず、対外的に合理的に説明するに至らないような試算値等は一般的には「予想値」に該当しない可能性が高いと考えられる。

なお、こうした試算値等であったとしても、前提・仮定等の如何に拠らず、相当な蓋然性をもって重要事実該当し得るような大幅な業績の変動が見込まれる場合には、内部者取引規制の趣旨からすれば、「予想値」を柔軟な手法も含め何らかの形で積極的に策定の上、公表することが望ましい。

なお、内部者取引規制に係るその他の法令解釈上の論点につきましては、法律専門家にご相談ください。

(4) 開示された将来予測情報の期中等における修正

- 「次期の業績予想」以外の形式で将来予測情報を開示した場合であっても、開示済みの将来予測情報について、期中において新たな予想値等を算出した場合には、その修正に関する適時開示が必要となる場合があります。

「次期の業績予想」の形式によらずに将来予測情報の開示を行った場合であっても、開示後に新たに算出された予想値や事業年度末の経過後に確定した実績値が、直前に公表された情報と比較して乖離している場合であって、当該乖離の内容等が投資者の投資判断に重要な影響を与える可能性がある場合には、適時開示の一般原則（有価証券上場規程第411条の2）にしたがって、新たに算出された予想値の適時開示が必要となります。

この場合の「投資者の投資判断に重要な影響を与える可能性」の判断基準については、将来予測情報の開示内容に関する検討に際して、あらかじめ上場会社において十分にご考慮いただき、適切な開示を行うことができるような体制整備をお図りいただくことが適当であると考えられます。

なお、具体的な判断基準の検討にあたっては、開示される将来予測情報の性質に応じて、例えば、予想値の変動による売上高や利益への影響度合いや、「次期の業績予想」として売上高や営業利益等の開示を行った場合に適用される重要性の基準（注15）を考慮することが考えられます。

(注15) 例えば、四半期会計期間等の通期以外の期間を対象とする予想値を開示している場合や、受注高・EBITDA・1株あたり利益など、売上高や利益に関連する財務指標により予想値を開示している場合には、通期の売上高や利益等に係る重要性の基準を援用することが考えられます。

(5) 将来予測情報の位置付けに関する説明の推奨

- 投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、上場会社に対しては、将来予測情報の開示に際して、あわせて自社の開示する将来予測情報の位置付けについても説明を行うことを推奨します。

将来予測情報、とりわけ「次期の業績予想」の開示に関連して、「一部の投資者などでは、業績予想は必ず達成されるべきコミットメントであるという誤った理解がなされる」場合があります。そうした誤解が「投資者に不利益にはたらく可能性」や、「経営者バイアスを誘引したり、達成しなかった場合に過度な株価変動をもたらす投資行動を招く」懸念が指摘されています（注16）。

（注16） 「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会報告書」13頁を参照。

平成23年12月28日付で上場会社各社の情報取扱責任者あてに通知した「業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し方針について」（東証上場第86号）においても言及いたしましたとおり、本来、業績予想は、合理的に仮定された条件に基づいて算出されたものであって、その達成を約束する趣旨のもの（経営者によるコミットメント）ではなく、業績の進捗に応じた修正が当然に予定されているものですが、一方で、将来予測情報については、こうした典型的な意味の「業績予想」だけでなく、幅広い性質の情報が含まれるものと考えられます。

そこで、上場会社各社に対しては、将来予測情報の開示に際して、当該情報の背景やその前提条件として仮定された重要な事項に関する説明とあわせて、当該情報の自社における位置付け（例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません。）について、投資者に適切に理解されるよう、適時開示資料の表題若しくは記載箇所の区分又は適切な注意表示の付記などの方法により、適切にご説明いただくことを推奨いたします。

【開示する業績予想がコミットメントでないことを示す注意文言の記載例】

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。

(1)・・・

(2)・・・

業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P.〇〇「連結業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。

(6) 廃止する実務上の取扱い

以下に掲げる現行の実務上の取扱いについては、今回の見直しを機に廃止するものといたします。

- 「原則的な取扱い」（通期及び第2四半期累計期間について、特定の数値により業績予想を開示すること）と「例外的な取扱い」（原則的な取扱い以外の方法により業績予想を開示すること又は何らかの事情により業績予想の開示を行わないこと）の区分
- 上場会社が「原則的な取扱い」と異なる取扱いとする場合における当取引所に対する事前相談の要請
- 上場会社が「原則的な取扱い」と異なる取扱いとする場合における「その理由」の開示の要請
- 連結財務諸表非作成会社の第2四半期累計期間、連結財務諸表作成会社の第2四半期連結累計期間に係る「業績予想」を開示していない場合において、第2四半期に係る四半期決算内容の確定時に、前年同四半期に係る実績値と、当四半期に係る実績値との間に開示の目安以上の差異がある場合の「第2四半期累計期間、第2四半期連結累計期間に係る実績差異」の開示の要請（注17）

(注17) 第2四半期累計期間に係る業績予想の修正は、内部者取引規制上の重要事実に明示的には該当しないことを踏まえ、「会社情報適時開示ガイドブック2011年10月版」522頁に記載の「⑥業績予想を公表しない場合の取扱い」中の「なお」以下に記載の内容を廃止するものです。

3. 実施時期

見直し後の取扱いは、本年3月期決算に係る決算発表からの適用を想定しております（前倒しの適用を妨げるものではありません。）。

本資料に記載された「決算短信（サマリー情報）」の新様式（「表形式」と「自由記載形式」の2種類の様式の選択）につきましては、本年3月26日（月）以降に、TDnetオンライン登録サイトによるご作成が可能となります。（注18）（注19）

(注18) TDnetオンライン登録サイトのご利用に係る留意点等につきましては、別添の「通期決算短信の見直しに伴うTDnetシステム登録方法の変更等について」をご確認ください。

(注19) 「四半期決算短信（サマリー情報）」の新様式は、本年6月下旬を目途にTDnetオンライン登録サイトによるご作成が可能となる見込みです。それまでの間に四半期決算発表を行う場合であって、見直し後の取扱いに基づいて「四半期決算短信（サマリー情報）」の開示を予定している場合には、ご不便をお掛けいたしますが、別途、開示用のPDFファイルをご作成いただく必要があります。

以上